

飲食店に対する千葉県感染拡大防止対策協力金（第7弾）の 申請受付開始等について

千葉県感染拡大防止対策協力金（第7弾：要請期間は令和3年4月20日から5月11日）につきまして、令和3年5月28日から申請受付を開始することとしましたので、お知らせします。

1 申請受付

【方 法】 オンラインまたは郵送

【期 間】 令和3年5月28日（金）から令和3年7月14日（水）まで
（消印有効）

※ 郵送申請の際の宛先は、5月27日に専用ポータルサイトに掲載予定です。

※ 申請手続等を定めた「申請要領・様式」は、後日専用ポータルサイトに掲載するとともに、5月27日から市区町村役場、商工会及び商工会議所等で入手いただけます。

2 専用ポータルサイト【令和3年5月20日（木）午前10時開設】

※専用ポータルサイトからオンライン申請ができます。

【名 称】 千葉県感染拡大防止対策協力金特設サイト

【アドレス】 <https://chiba-kyouryokukin.com/>

（上記は第1弾から第6弾までと共通のページになりますので、アクセス後、第7弾ページへのリンクを選択してください。）

3 本協力金に関するお問い合わせ先

【名 称】 千葉県感染拡大防止対策協力金コールセンター

【電話番号】 0570-003894（第1弾から第6弾までと共通）

【受付時間】 午前9時から午後6時まで（土・日・祝日含む）

※県全体の支払スケジュールや進捗状況はポータルサイトに掲載しています。

千葉県感染拡大防止対策協力金（第7弾）の概要

1 協力金の概要

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、県からの営業時間短縮要請に御協力いただいた飲食店に対し、事業規模に応じた協力金を店舗ごとに支給する。

2 対象要件（全期間共通）

- 千葉県内で飲食店を運営する事業者（個人事業主を含む）
- 県からの要請に基づき行った営業時間短縮の協力開始日より前から、必要な食品衛生法にかかる営業許可を取得のうえ営業していること。
- 県からの要請に協力し、営業時間の短縮を行ったこと（終日休業を含む）。
- 対象期間において、県が要請する感染防止対策を実施すること。

3 第7弾の概要（時短要請期間：令和3年4月20日～令和3年5月11日）

○対象事業者 要請期間中、営業時間短縮の要請に応じていただいた、県内で飲食店を運営する事業者等

○支給額

支給額については、まん延防止等重点措置の適用の状況により3区分に分かれます。

（1）4月20日からまん延防止等重点措置を講じるべき区域

（市川市、船橋市、松戸市、柏市、浦安市）

① 4月20日（火）～27日（火）

以下の区分に応じて算定した日額×協力開始日から4月27日までの日数分

【中小企業】

前年度又は前々年度の1日あたりの売上高（※1）

- | | |
|---------------------------------|---------------|
| 10万円以下の店舗 | 4万円 |
| 10万円超～25万円以下の店舗 | 1日あたりの売上高×0.4 |
| 25万円超の店舗 | 10万円 |
| 1店舗あたり32万円から80万円（全期間御協力いただいた場合） | |

【大企業】※中小企業も選択可能

前年度又は前々年度からの1日あたりの飲食部門の売上高の減少額（※2）×0.4
（上限20万円）

1店舗あたり最大160万円（全期間御協力いただいた場合）

② 4月28日（水）～5月11日（火）

①と同様に算定した日額×14日分

（中小企業、大企業ともに、4月28日から営業時間短縮要請に御協力いただけなかった場合においても、5月11日までに御協力いただいた場合は、日額の11日分を支給します。）

【中小企業】

1店舗あたり56万円から140万円（全期間御協力いただいた場合）

【大企業】

1店舗あたり最大280万円

（2）4月28日からまん延防止等重点措置を講じるべき区域

（千葉県、野田市、習志野市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市）

① 4月20日（火）～27日（火）

以下の区分に応じて算定した日額×協力開始日から4月27日までの日数分

【中小企業】

前年度又は前々年度の1日あたりの売上高（※1）

8万3,333円以下の店舗	2.5万円
8万3,333円超～25万円の店舗	1日あたりの売上高×0.3
25万円超の店舗	7.5万円

1店舗あたり20万円から60万円（全期間御協力いただいた場合）

【大企業】※中小企業も選択可能

前年度又は前々年度からの1日あたりの飲食部門の売上高の減少額（※2）×0.4
（上限20万円又は前年度もしくは前々年度の1日あたり売上高×0.3のいずれか低い額）

1店舗あたり最大160万円（全期間御協力いただいた場合）

② 4月28日（水）～5月11日（火）

まん延防止等重点措置を講じるべき区域の日額×14日分

（中小企業、大企業ともに、4月28日から営業時間短縮要請に御協力いただけなかった場合においても、5月1日までに御協力いただいた場合は、日額の11日分を支給します。

【中小企業】

前年度又は前々年度の1日あたりの売上高（※1）

10万円以下の店舗	4万円
10万円超～25万円以下の店舗	1日あたりの売上高×0.4
25万円超の店舗	10万円

1店舗あたり56万円から140万円（全期間御協力いただいた場合）

【大企業】※中小企業も選択可能

前年度又は前々年度からの1日あたりの飲食部門の売上高の減少額（※2）×0.4
（上限20万円）

1店舗あたり最大280万円（全期間御協力いただいた場合）

(3) まん延防止等重点措置を講じるべき区域以外の区域

以下の区分に応じて算定した日額×22日分

中小企業、大企業ともに、4月20日から営業時間短縮要請に御協力いただけなかった場合においても、4月28日までに御協力いただいた場合は、日額の14日分を支給します。

【中小企業】

前年度又は前々年度の1日あたりの売上高(※1)

8万3,333円以下の店舗	2.5万円
8万3,333円超～25万円の店舗	1日あたりの売上高×0.3
25万円超の店舗	7.5万円
1店舗あたり20万円から60万円(全期間御協力いただいた場合)	

【大企業】 ※中小企業も選択可能

前年度又は前々年度からの1日あたりの飲食部門の売上高の減少額(※2)×0.4
(上限20万円又は前年度もしくは前々年度の1日あたり売上高×0.3のいずれか低い額)

1店舗あたり最大160万円(全期間御協力いただいた場合)

※1 「1日あたりの売上高」の計算方法

令和元年又は令和2年4月・5月の飲食部門の売上高の合計額÷61日

※2 「1日あたりの飲食部門の売上高の減少額」の計算方法

(令和元年又は令和2年4月・5月の売上高の合計額 - 令和3年4月・5月の売上高の合計額) ÷ 61日

感染拡大防止対策協力金（4/20～5/11要請分）について

（参考）

要請期間		第7弾		（参考）第6弾	
		4月20日から27日まで（8日間）	4月28日から5月11日まで（14日間）	4月1日から4月19日まで（19日間）	
区分	営業自粛の時間	20時～5時		21時～5時	
	酒類の提供時間	11時～19時	終日不可	11時～20時	
	支給額	中小企業	日額4～10万円 （総額32～80万円）	日額4～10万円 （総額56～140万円）	日額一律4万円 （総額55～165万円）
		大企業	日額最大20万円 （総額最大160万円）	日額最大20万円 （総額最大280万円）	
	要請開始日に協力頂けない場合		協力頂いた日数に応じて支給	5月1日までに開始した場合、 11日分を支給	
千葉市 野田市 習志野市 流山市 八千代市 我孫子市 鎌ヶ谷市 【7市】	営業自粛の時間	21時～5時	20時～5時	21時～5時	
	酒類の提供時間	11時～20時	終日不可	11時～20時	
	支給額	中小企業	日額2.5万円～7.5万円 （総額20～60万円）	日額4～10万円 （総額56～140万円）	日額一律4万円 （総額55～165万円）
		大企業	日額最大20万円 （総額最大160万円）	日額最大20万円 （総額280万円）	
	要請開始日に協力頂けない場合		協力頂いた日数に応じて支給	5月1日までに開始した場合、 11日分を支給	
その他 市町村 【42市町村】	営業自粛の時間	21時～5時		21時～5時	
	酒類の提供時間	11時～20時		11時～20時	
	支給額	中小企業	日額2.5万円～7.5万円 （総額55～165万円）		日額一律4万円 （総額55～165万円）
		大企業	日額最大20万円 （総額最大440万円）		
	要請開始日に協力頂けない場合		4月28日までに開始した場合、 14日分を支給		

**まん延防止等
重点措置区域
（点線部分）**